

農地調整指導員について

坂根 嘉弘

一. はじめに

農地調整指導員は、小作料統制令第4条事業(小作料適正化事業)を指導することを任務として道府県に設置された。その設置は1939年12月6日付の「小作料統制令施行ニ関スル件」(農林次官通牒)⁽¹⁾に基づいていた。この農林次官通牒によると、農地調整指導員は、各町村における適正小作料決定に指導的役割を果たすことなど、もっぱら小作料統制令第4条事業の指導に当たることを任務としていた。たとえば、道府県では、「市町村農地委員会ニ於テ本令第四条ノ規程ニ依リ適正ナル小作料ヲ定メントスルトキ等ニ於テ之カ指導ニ当ラシムル為県ニ農地調整指導員ヲ設置シタルヲ以テ右指導員ト十分ナル連絡ヲ保チ本令ノ運用ニ過誤ナキヲ期スルハ勿論必要アルトキハ当該市町村農地委員会ノ臨時委員ニ推薦シ委員会ノ活動ニ万全ヲ期スルコト」(島根県)や「市町村農地委員会ニ於テ本令第四条ノ規定ニ依リ適正ナル小作料ヲ定メントスルトキ等ニ於テ之ガ指導ニ当ラシムル為経済部各出張所ニ農地調整指導員ヲ設置シタルヲ以テ其ノ指導幹旋ヲ受ケ円滑ナル処理ヲ遂ゲラレタシ」(長野県)といった通牒が県下市町村長・市町村農地委員長宛に経済部長名で出されていた⁽²⁾。

上記の様に小作料適正化事業に重要な任務を課されていたにもかかわらず、従来、農地調整指導員の活動については、まったく検討されたことがなかった。抛るべき資料がなかったことにもよる。本稿の課題は、従来まったく顧みられることのなかった農地調整指導員の活動に光をあて、その具体的活動を検討することにある。本稿では、長野県庁文書『昭和十六年度小作料統制令補助交付申請書』にたまたま綴じられていた農地調整指導員15人からの「農地調整指導員ニ関スル報告書」を検討資料に、その具体的活動を検討したい⁽³⁾。

(1) 【農地制度資料集成】10、御茶の水書房、1972年、

151頁。

- (2) 「小作料統制令施行ニ関スル件」(1940年2月9日)のなかの「四、農地調整指導員ニ関スル事項」(島根県小作係『昭和十五年小作料統制令関係』島根県庁文書、島根県所蔵)。「小作料統制令ニ関スル件」(1940年1月25日)のなかの「第二 小作料統制指導幹旋ニ関スル事項」(『長野県報』1331、1940年1月25日)。
- (3) 長野県農地係『昭和十六年度小作料統制令補助交付申請書』長野県庁文書、長野県立歴史館所蔵。

二. 農地調整指導員の選任

ここでは、農地調整指導員の選任基準を確認しておきたい。上記「小作料統制令施行ニ関スル件」(農林次官通牒)によると、農地調整指導員の選任は以下によるとされていた。

- 「(1) 道府県ノ官吏又ハ待遇官吏、道府県農地委員会委員又ハ臨時委員、小作調停委員、道府県、郡、市町村農会ノ技術員及特別ノ知識経験アル者ノ中ヨリ適任者ヲ選任スルコト
- (2) 指導員ノ数ハ三十名以内トスルコト
- (3) 市町村農地委員会本令第四条ノ規定ニ依リ小作料ノ額等ヲ決定セントスル場合ハ予メ選任シタル指導員中ヨリ適任ト認メラルル者ヲ指定シ之ガ指導ニ当ラシムルコト此ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ当該市町村農地委員会ノ臨時委員ニ選任スルコト但シ臨時委員トシテノ手当ニ付テハ之ヲ補助セザルコト」

これをうけて、道府県では農地調整指導員設置規程を設け、農地調整指導員選任の準備をすすめた。農地調整指導員設置規程は全4条から全5条の簡単なもので、小作料統制令施行細則と同日付か、数日後の日付で出された。農林省から規程の雛型は出されておらず、画一的ではないが、どの府県とも上記の農林次官通牒に依拠したものと

なっている。以下では、例として愛知、奈良、島根、広島、愛媛、鹿児島各県の規程をみておきたい(1)。

★ 愛知県 1940年2月23日制定

農地調整指導員設置規程

第一条 農地ノ調整ヲ行フ為農地調整指導員若干人ヲ置ク

第二条 農地調整指導員ハ関係官吏、吏員及愛知県農地委員会委員其ノ他適當ナル者ノ中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ囑託ス

第三条 農地調整指導員ハ上司ノ命ヲ承ケ農地関係諸般ノ調整事務ノ指導並ニ斡旋ニ従事ス

第四条 農地調整指導員ニ対シテハ担任事務又ハ担任区域ヲ定ムルコトアルベシ

第五条 農地調整指導員指導ノ為旅行ヲ為ストキハ別表ノ旅費ヲ支給ス但シ官職アル者ニ付テハ其ノ官職相当額ヲ支給ス旅費ノ支給ニ関シテハ前項ニ定ムルモノノ外愛知県吏員旅費規則ヲ準用ス

(別表は省略)

★ 奈良県 1940年1月30日制定

農地調整指導員設置規程

第一条 小作料ノ統制及農地ノ調整ニ関スル事務ノ円滑ヲ図ル為農地調整指導員(以下指導員ト称ス)ヲ置ク

第二条 指導員ノ数ハ三十名以内トス

第三条 指導員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ囑託ス

- 一 県ノ官吏又ハ待遇官吏
- 二 県農地委員会委員又ハ臨時委員
- 三 小作調停委員
- 四 県農会郡農会又ハ市町村農会ノ技術員
- 五 特別ノ智識経験アル者

第四条 指導員ハ知事ノ指揮ヲ承ケテ小作料ノ統制及農地ノ調整ニ関スル事務ノ指導及督励ニ従事ス

★ 島根県 1940年2月9日制定

農地調整指導員設置規程

第一条 小作料統制令ノ円滑ナル運用ヲ期スル為農地調整指導員(以下指導員ト称ス)ヲ設置ス

第二条 指導員ハ県官吏、待遇官吏、県農地委員

会委員又ハ臨時委員、小作調停委員、県郡市町村農会技術員其ノ他適當ト認ムル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ囑託ス

第三条 指導員ハ知事ノ命ヲ承ケ小作料統制令ニ依リ市町村農地委員会ノ行フ事務ニ付必要ナル指導ヲ為ス

第四条 指導員職務ノ為旅行ヲ為ス場合ニハ別表ニ依ル旅費ヲ支給ス但シ官吏又ハ待遇官吏ニシテ指導員タル者ニハ其ノ官職相当ノ旅費ヲ支給ス

(別表は省略)

★ 広島県 1940年6月14日制定

農地調整指導員設置規程

第一条 小作料統制令ノ円滑ナル運用ヲ期スル為農地調整指導員(以下指導員ト称ス)ヲ設置ス

第二条 指導員ノ定数ハ三十名以内トシ任期ハ二年トス

第三条 指導員ハ関係官公吏又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委囑ス

第四条 指導員ニハ旅費又ハ手当ヲ支給スルコトヲ得

旅費ハ別表ニ依リ支給ス但シ県ノ官吏、吏員ニシテ指導員タル者ニハ本官職相当ノ旅費ヲ支給ス

旅費支給ニ関シテハ広島県費支弁旅費規則ヲ準用ス

(別表は省略)

★ 愛媛県 1940年2月13日制定

農地調整指導員設置規程

第一条 小作料統制令ノ円滑ナル運用ヲ期スル為県ニ農地調整指導員ヲ置ク

第二条 農地調整指導員ハ知事ノ命ヲ承ケ小作料統制ニ関シ市町村農地委員会ヲ指導ス

第三条 農地調整指導員ノ員数ハ三十名以内トシ本県官吏、又ハ待遇官吏、農地委員会委員又ハ臨時委員小作調停委員、県郡市町村農会ノ技術員及特別ノ知識経験アル者ノ中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ囑託ス

第四条 農地調整指導員ニ対シテハ旅費又ハ手当ヲ支給ス

★ 鹿児島県 1940年3月22日制定

農地調整指導員設置規程

第一条 小作料統制事務ノ円滑ヲ期スル為農地調

表1 道府県別農地調整指導員数

都道府県	現在数	年内設置 予定数	都道府県	現在数	年内設置 予定数	都道府県	現在数	年内設置 予定数
北海道	21	9	石川	12	8	岡山	21	9
青森	26	4	福井	30		広島	19	11
岩手	10		山梨	20	10	山口	16	14
宮城	31		長野	16	14	徳島	30	
秋田	38		岐阜	22		香川	28	
山形	25		静岡	30		愛媛	26	
福島	11		愛知	30		高知	22	8
茨城	28		三重	8	15	福岡	20	5
栃木	22		滋賀	27		佐賀	14	6
群馬	30		京都	25	5	長崎	30	
埼玉	27	3	大阪	12	13	熊本	10	10
千葉	25		兵庫	30		大分	17	
東京都	10	15	奈良	19	11	宮崎	10	
神奈川県	25	5	和歌山	10	10	鹿児島	6	
新潟	27	3	鳥取	18	10	鹿儿島	10	5
富山	18		島根	24		沖繩		
						計	986	203

出典：『小作料統制令第四条ニ依ル小作料適正化事業ニ関スル資料』農林省文書。

注：現在数は、1940年3月15日現在。

整指導員（以下単ニ指導員ト称ス）ヲ設置ス

第二条 指導員ハ県ノ官吏又ハ待遇官吏農地委員会委員若ハ臨時委員、小作調停委員、農会技術員又ハ特別ノ知識経験アル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ囑託ス

第三条 指導員ハ知事ノ命ヲ承ケ小作料統制事務ノ指導督励ニ従事ス

第四条 指導員用務ノ為出張シタルトキハ鹿児島県旅費規則ヲ準用シ左ノ旅費ヲ支給ス

- 一 官公吏タル者ハ其ノ官職相当ノ旅費額
- 二 官公吏ニ非ザル者ハ鹿児島県旅費規則第三条別表中県内普通旅費五等級相当ノ旅費額

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上が農地調整指導員設置規程であったが、第1条設置理由では、小作料統制事業を掲げた場合と農地調整とより広く規定した場合とがあった。翌年、臨時農地等管理令、臨時農地価格統制令などが加わることになり、実際には農地調整全般へと任務が広がることになる。他の条文では各県とも農林次官通牒に依拠したものとなっており、内容の面での差異はない。ただ、各県とも農地調整指導員に対する旅費支給の規程はあるが、手当支給の規程は区々である。前掲6県の農地調整指導員設置規程では、広島県と愛媛県に手当支給の規

程がある。

道府県別農地調整指導員数は、表1である。1940年3月15日現在で、全国で986人が選任されており(2)、さらに203人が年内設置予定であった。現在数では、最多が38人の秋田、最小が6人の鹿児島であり、かなりばらついていたが、現在数と年内設置予定数を合計したものをみると、数県を除き、20人から30人程度となる。30人前後の道府県が最も多かったが、中には鹿児島(6人)、岩手(10人)、宮崎(10人)、福島(11人)と極端に少ない県もあった(3)。上記の農林次官通牒では、農地調整指導員数は30人を上限としていたので、秋田と宮城ではこれを超えていたことになる。

実際の農地調整指導員として如何なる人物(官職、居住地など)が選任されたのかは、十分に把握しがたい。全国的に把握できればいいのであるが、今のところそれを示す資料は見出せない。他の関連資料の中で具体的に確認しえた事例を以下列挙しておく、たとえば、『昭和十五年版東奥年鑑』には青森県の農地調整指導員選任の記事がある。青森県では1939年2月に、県官吏、農地委員会委員、県郡市農会技術員、その他学識経験あるもの26名をそれぞれ任命囑託している(4)。長野県では、諏訪出張所、上伊那出張所の農地調整指導員は農林技手であった(5)。ともに、郡産業団体駐在技術員と思われる。新潟県では、新潟県庁文書「農地調整指導員出張旅費」報告の中に、農地調

整指導員として、地方小作官、地方技師、地方事務官、小作官補、県会議員が載っていた(6)。つまり、地方事務官、地方小作官、地方技師など県高等官が名を連ねていた。さらに、鳥取県の場合は、郡農会関係者であった(7)。前述のように農林次官通牒は、道府県高等官や道府県農地委員会委員、小作調停委員、農会技術員などを選任基準としていたが、農林次官通牒にしたがい青森県や新潟県では県高等官を選任していた。全国的には選任はかなり多様であったと思われるが、実際には農会関係者が農地調整指導員として活躍した場合が多かったと思われる。道府県高等官や道府県農地委員会委員が個別地域の農地事情に通じていたわけでは決してなく、かつ農地委員会委員には大地主も多く、彼らが農地調整の任を十分に果たせたと考えられないからである。

なお、小作料統制事業に対する道府県への国庫補助金は、農地調整指導員設置に要する費用と市町村農地委員会の行う小作料統制事務に要する費用に対して支出されたが(8)、農地調整指導員の設置に対しては、5万6千円の補助が国庫よりなされた(9)。ちなみに、新潟県では農地調整指導員に対する旅費配当額が極めて小額であったことから、県費からの支出を決めている(10)。

- (1) 『愛知県公報』1345、1940年2月23日、『奈良県報』2017、1940年1月30日、『鳥根県報』1255、1940年2月9日、『広島県報』1492、1940年6月14日、『愛媛県報』1229、1940年2月13日、『鹿児島県公報』1809、1940年3月22日。
- (2) 『農林行政史』第1巻(593頁)によると、農地調整指導員は、1940年3月31日現在で986人としており、表1と一致する。
- (3) たとえば、新潟県における農地調整指導員の設置予定は30人であったが(『小作官設置に伴う情勢の推移資料』久保安雄家文書、新潟県立文書館所蔵)、これも表1と一致する。
- (4) 『昭和十五年版東奥年鑑』277頁。
- (5) 前掲『昭和十六年度小作料統制令補助交付申請書』長野県庁文書。
- (6) 「小作料統制事業実施状況ニ関スル件」(1943年5月8日起案)『小作料統制令関係令規』新潟県庁文書、新潟県立文書館所蔵。
- (7) 鳥取県農地課『昭和十四十八年県農地委員会議関係』鳥取県庁文書、鳥取県立公文書館所蔵。八頭郡農会

や岩美郡農会としか記載がないので、どのような役職かを確定できないが、おそらく郡農会駐在技術員であろう。

- (8) 「小作料統制ニ関スル補助金交付ノ件」1939年12月14日、前掲『小作料統制令関係令規』。
- (9) 『農林行政史』第1巻、593頁。
- (10) 前掲『小作官設置に伴う情勢の推移資料』久保安雄家文書。

三. 農地調整指導員の活動—長野県の場合

ここでは、農地調整指導員の具体的な活動状況を、長野県を事例にみておきたい。長野県庁文書『昭和十六年度小作料統制令補助交付申請書』には、長野県経済部各出張所農地調整指導員15人からの「農地調整指導員ニ関スル報告書」が綴じられており、これを検討資料としたい。この活動報告書は、1941年4月1日から1942年2月末日まで11ヶ月間のものである。長野県では郡別の経済部出張所に1名ずつ、計16人の農地調整指導員が選任されていた。このうち北佐久出張所の農地調整指導員からの報告書は欠けている。

表2の(ア)が農地調整指導員による指導事項別の一覧表である。実際に指導をした市町村数で示してある。小作料統制関係が161件と最も多く、次いで作付統制関係99件、臨時農地等管理令関係82件、農地交換分合関係50件となっている。臨時農地価格統制令関係や自作農創設関係はそれほど多くはない。「法令説明・講演会」は県主催などによる農地関係法令の説明会や協議会関係で、村長、農地委員、村会議員などが集められ説明がなされたが、農地調整指導員も比較的多くそれに関与していることが分かる。前述したように、もともと農地調整指導員は小作料統制事業に対して設置されたものであるが、臨時農地等管理令・臨時農地価格統制令や農地交換分合など農地調整関係全般に参画することになった。

出張所別指導件数をみると、かなりばらついていくことが分かる。最も多いのは東筑摩出張所の82件で、続いて下高井出張所66件、上伊那出張所52件となっている。少ないところでは、10件から20件程度であった。ただし、これは郡下の町村数の多寡とも関係するので、表2の(イ)で指導町村の実数(重複を省き実際に指導が行われた町村

表2 長野県農地調整指導員の活動状況

	(ア)指導事項別出張所別町村数									(イ)出張所別指導町村の実数		
	小作料統制	臨時農地等管理令	臨時農地価格統制令	作付統制	農地交換	自作農創	法令説明・講演会	その他	計	指導町村の実数	郡下町村数	割合
南佐久	10	17			2				29	13	23	57%
小 県	13				1				14	13	33	39%
諏 訪	6	1		2	7			4	20	12	23	52%
上伊那	8	9		21			12	2	52	26	31	84%
下伊那	9	5		2	4		13	1	36	23	41	56%
西筑摩	17	1		2		6	11		37	16	16	100%
東筑摩	7	21	2	29	4	1		18	82	32	36	89%
南安曇	19	10			3			4	36	10	15	67%
北安曇	9	3		1				4	17	8	17	47%
更 科	4				3		1	1	9	6	27	22%
埴 科	9		1	10	5		2		27	13	17	76%
上高井	7	5	3	16	1	1		1	34	12	14	86%
下高井	24	6		9	9	2	16		66	20	20	100%
上水内	10			7	6	3	2		28	15	29	52%
下水内	9	4			5		12	7	37	10	10	100%
計	161	82	6	99	50	15	69	42	524	229	352	65%

(ウ)月別出張所別指導市町村数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
南佐久	5	7	1	1		1	1		1	3	4	24
小 県	1	1	2	1	2	3	2	1				13
諏 訪	3	1	2	1		3	2	2	3		3	20
上伊那	3	3	3	2	3	3	12	6	2	1	6	44
下伊那	4	3	1	2	7	4	4	2	2	2	3	34
西筑摩	2	9		2	1	4	6	4	3	1	4	36
東筑摩	7	7	10	4	10	6	7	9	10	4	8	82
南安曇	5	3	3		1	6	1	1	6	2	8	36
北安曇	3	2	2			5	1		1	1	2	17
更 科	2	3			1	1				2		9
埴 科	8	4	2	3	1	3	1	3				25
上高井	6	2	1	3		2	5	5	6	1	2	33
下高井	21	5	11	7		7	6	2	1	2	3	65
上水内	2	6	2		3		3	7			3	26
下水内	7	11	8			1		2	4		4	37
計	79	67	48	26	29	49	51	44	39	19	50	501

出典：長野県農地係『昭和十六年度小作料統制令補助交付申請書』長野県庁文書、『大日本帝国地図』1936年、太田孝編『幕末以降市町村名変遷系統図総覧①』原書房、1995年。

- 注：1) 北佐久出張所の報告は欠けている。
 2) 1村で2つの事項を指導した場合も、2つの指導事項と数えた。(ウ)よりも(ア)の町村数が多いのはそのためである。
 3) 1日の内に、2村で指導した場合にも、指導町村数を2村として数えた。
 4) 下高井出張所の農地調整指導員は、12月に農地交換分合視察で茨城県に出張しているが、各表からは除いた。
 5) 上伊那出張所の報告には、3月の活動が8件記載されているが、2月末日までの調査である為、除いた。
 6) 南安曇出張所の報告には「第3条」「第5条」とのみ記した事項があるが、臨時農地等管理令とみなした。
 7) (イ)の表からは、市を除いた。記載があった市は、長野市、松本市、岡谷市、飯田市である。(ア)(ウ)の表では、市は報告のあった出張所に含まれている。
 8) (イ)の町村数は1941年4月現在である。

数)と郡下町村数とを比較した。郡下町村数に占める指導町村実数の割合をみると、西筑摩、下高井、下水内では、1941年4月から1942年2月までの11ヶ月間に、すべての町村で農地調整指導員による指導が一度は行われていたことが分かる。その他、上伊那(84%)、東筑摩(89%)、埴科(76%)、上高井(86%)でその割合が高かった。県平均は65%であったが、特に、更級(22%)、小県(39%)では低かった。地域別の格差がかなり大きかったと言えよう。また、表2の(ウ)に示した月別指導町村数では、特に傾向的なものはみられないと思われる。農閑期に多く、農繁期に少ないとは、必ずしも言えないようである。

前述したように、農地調整指導員は、道府県、郡、市町村農会(あるいは他の産業団体)の技術

員が選任されることが多かったと思われるが、その場合、あくまでも技術員を本職とする無給嘱託であった。その他の場合(たとえば県高等官)でも、当然ながら俸給を伴う専任職ではなかった。手当がつく場合もあったが、小額であった。いわば名誉職的官職であり、活動は限られざるを得なかったといえよう。その意味では、地域によって活動が低調であることは十分にありうることであった。つまり、専任職でない以上、農地調整指導員の個性にもより、活動が活発な所とそうでない所との格差がでるのは、致し方ないといえよう。長野県でいえば、西筑摩、下高井、下水内、上伊那、東筑摩、埴科、上高井などでは、農地調整指導員の役割は比較的大きかったといえようが、更級、小県では、それほど機能していないとみざる

を得ないであろう。このように農地調整指導員の活動に地域性がみられた点に注意しておきたい。

四. おわりに

長野県内の農地調整指導員の活動に地域的差異がみられたことを確認したが、この活動の地域的差異については道府県別にも格差がみられたと思われる。たとえば、鳥取県は農地調整指導員の活動が活発な地域であった。戦時中、鳥取県地方農林技師であった各務武雄は、戦後すぐに次のような回想を述べている。戦時中に小作料適正化事業をやるうとした際、「封建色濃厚な農村に地主の犠牲を強いるという直ぐ「あの奴は赤いぞ」と簡単に村から排撃された。…当時県の係官は僅か三名しかなく、民間の農地調整指導員が県の囑託として色々な非難を蒙りながらも涙ぐましい活躍してくれた」(1)。この各務の回想は、市町村レベルにおける農地調整指導員の小作料統制事業への指導的役割を述べているものであるが、これとは別に小作料統制事業における小作料水準を県として如何に決めるかという点でも農地調整指導員の指導的活躍がみられた。鳥取県では、1941年7月、小作料改定における小作料水準をどのようにするかを県農地委員会に諮問したが、県農地委員会では決することが難しく、小委員会（鳥取県農地委員会事務処理委員会）を設置して具体案を作成することとなった。この小委員会に関係地域の農地調整指導員が参加し、「八頭郡小作料改定ニ於ケル実施方針」を作成したのである。この小作料がのち県下他郡市にも準用され、鳥取県小作料適正化事業の基準となっていく(2)。鳥取県では、農地調整指導員が適正小作料決定に指導的役割を果たすという、農林省が期待していた役割を県レベルでも市町村レベルでも果たしていたのであり、農地調整指導員が小作料水準案の作成という極めて重要な部分に参画していたことを示す事例であった(3)。

農地調整指導員の役割や機能は、いまだ十分に明らかではない。今後、引き続き、資料を発掘し検討を進めていく必要がある(4)。

- (1) 各務武雄「小作争議回顧と小作料改定の時代」『鳥取県農地改革誌』1949年、29頁。各務武雄は、東京農業大学卒業後、1933年に群馬県小作官補となる。以後、埼玉県小作官補、鳥取県小作官補、地方農林技師を歴任(鳥

取県への赴任は1937年11月)。『日本海新聞』(1943年9月5日)の「決戦増産に即応して農地の交換分合断行」の記事には、「鳥取県における農地の交換分合促進運動は昭和十四年以来指定農村を設置し展開してきたが、「農地交換分合促進の第一線に立つてゐた県農務課各務技師の出征によつて一とん挫するの状態となつてゐたが最近同技師も帰還し小作料改定その他の農地問題も一段落となつたので同技師は近く全県下にいよ、本格的な農地の交換分合を実現すべく県下各農地委員会系統農会等を督励することとなつた」と報じられている。地方農林技師になった段階で地方官たる高等官(地方技師や小作官は奏任官。技手や小作官補は判任官)に列せられたわけであるが(経歴からして高等官8等と思われる)、その弱冠32歳の地方官の動向(応召と帰還)が鳥取県農地行政との関連で新聞に載るのであるから、鳥取県農地行政における各務の「大物ぶり」がうかがえる。「南方」(海軍技師としてセレベス民政部に赴任)からの復員後、鳥取県農地課長として農地改革における実務の中軸を担った(前掲『鳥取県農地改革誌』)。

- (2) 前掲『昭和十四十八年県農地委員会議関係』鳥取県庁文書。
- (3) 鳥取県では、小作料適正化事業はほとんどすべての市町村で実施されており、実施割合は全国でトップであった(坂根嘉弘「小作料統制令の歴史的意義」『社会経済史学』69-1、2003年)。
- (4) 農地調整指導員制度は、農地改革期に再び脚光を浴びることになる。農地改革が始まる1947年に、従来の農地調整指導員設置規程を改訂し、新規程に基づき新たに農地調整指導員が配置されたのである。戦後も知事任命による無給囑託の形をとった(『農地改革は如何に行はれたかー埼玉県農地改革の実態ー』1949年、91-92頁、『神奈川県農地改革史』1950年、104-108頁、『鳥根県農地改革誌』1959年、390頁など)。ただし、この農地調整指導員も1949年ごろになると、「自然的に解消をとげた」とされている(前掲『鳥根県農地改革誌』390頁)。以下、鳥根県の農地調整指導員設置規程を掲げておきたい(前掲『鳥根県農地改革誌』390頁)。

★ 鳥根県 1947年1月31日制定

農地調整指導員設置規程

第一条 農地調整法及自作農特別措置法の円滑なる運用を期する為農地調整指導員(以下指導員と称す)を設置する

第二条 指導員は県官吏、税務官吏、登記官吏、県農地委員

会委員、小作調停委員、県島郡市町村農業会職員、
その他適当と認められた者の中から知事が任命又は囑
託する

第三条 指導員は知事の命を承けて農地調整法及自作農創
設特別措置法に依り市町村農地委員会の行う事務
について必要なる指導をする

第四条 指導員職務の為旅行する場合には別表に依り旅費
を支給する
但し県官吏にして指導員である者には其の官職相
当の旅費を支給する

第五条 本規程に定むるものの外旅費支給に関しては島根
県旅費支給規則の例に依る

附 則

本規程は昭和二十二年二月一日より之を施行する

(別表は省略)

[付記] 本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)(研究代表者
坂根嘉弘、課題番号16530228)による研究成果の一部であ
る。